

○総務省告示第三十四号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第二十四条第一項の規定に基づき、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成二十七年総務省告示第四百十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年二月十四日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。</p> <p>1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準</p> <p>機構の支援の対象となる対象事業は、次の(1)から(4)までに定める基準をいずれも満たすこととする。</p> <p>(1) 政策的意義</p> <p>① 略</p> <p>② 次に掲げる事業のいずれかを行おうとするものであること。</p> <p>ア 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業であつて、通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理を行うもの又はICTサービスを提供するもの</p> <p>イ 第二条第二項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業</p> <p>〔2〕略</p> <p>〔2〕(4) 略</p> <p>〔3〕(4) 略</p> <p>〔3〕(4) 略</p>	<p>〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>① 〔同上〕</p> <p>② 通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理又はこれらと当該インフラを活用したICTサービス若しくは放送コンテンツの提供等をパッケージで行おうとするものであること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔3〕(4) 同上</p> <p>〔2〕(4) 同上</p> <p>〔2〕 同上</p>
備考	備考
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。